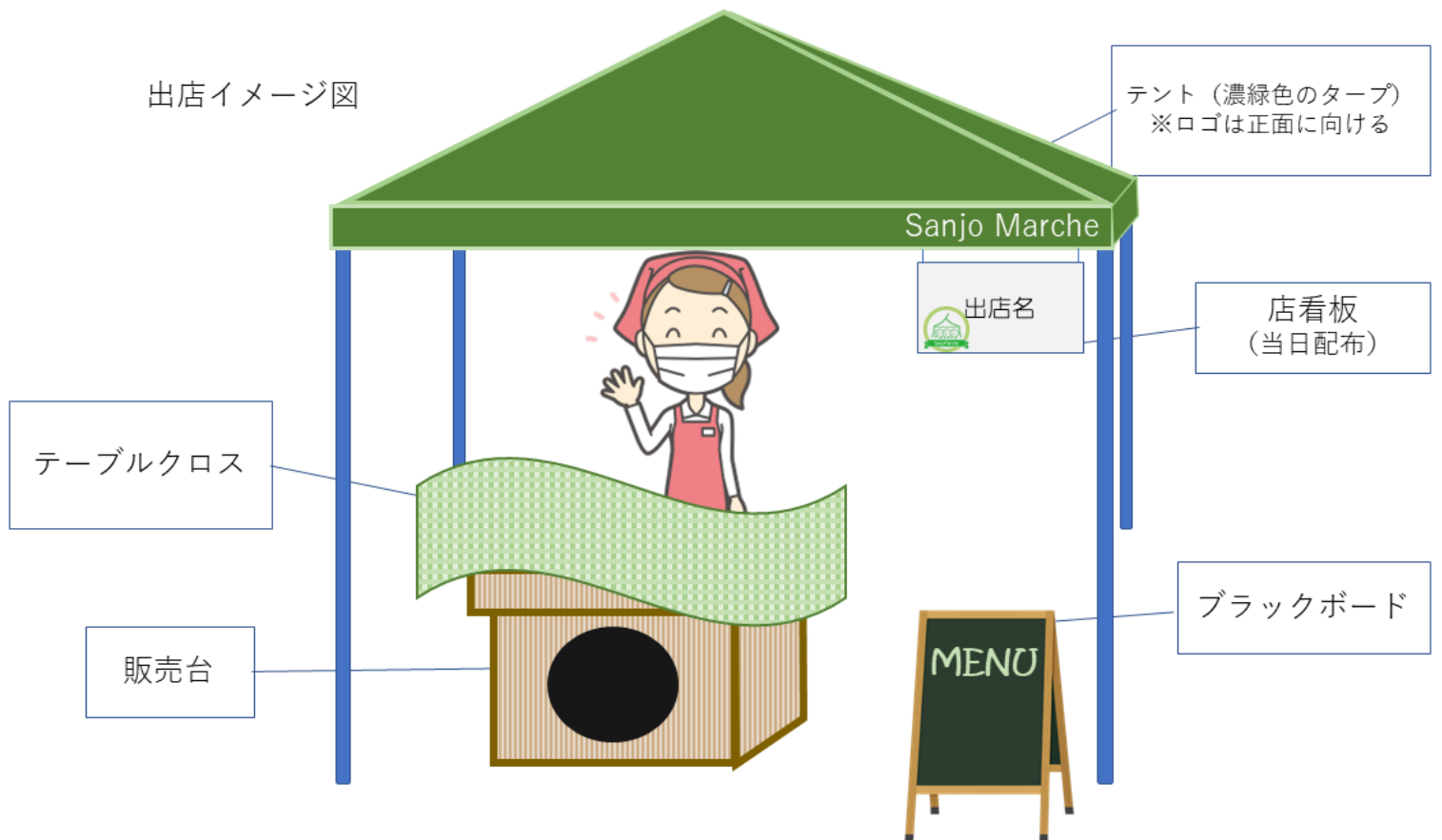


『三条マルシェ』

出店要項

令和6年2月21日改訂版

出店イメージ図



三条マルシェ実行委員会

【開催概要】	P 2
☆名称	
☆目的	
☆主催、共催	
【出店募集について】	P 2・3
☆出店対象	
☆出店数	
☆販売品目	
☆出店申込み方法	
【料金について】	P 3
☆出店料	
☆備品レンタル料	
☆出店者保険料	
☆キャンセル料	
【出店数・小間数について】	P 4
【店舗レイアウトについて】	P 4
【開催当日の注意点】	P 4
【出店までの流れ】	P 5・6
☆出店申込み	
☆出店者決定	
☆飲食・食品販売の方のみ	
☆出店者説明会	
☆前日作業	
☆マルシェ当日	
【2分の1出店について】	P 7
☆共通する内容	
☆ハーフ出店	
☆キッズ出店	
【その他】	P 8
☆ごみ・清掃について	
☆事故等の対応について	
☆記録写真の使用について	
☆開催中止について	
【保健所からの指導項目】（飲食・食品販売の方へ）	P 9・10
別紙1【三条マルシェ露店等出店許可に関する規約】	
別紙2【臨時食品営業について】	

【開催概要】

☆名 称

三条マルシェ

☆目 的

三条マルシェは、いろんなモノや楽しいコトがまちなかの歩行者天国という開放的でいつもとちょっと違う雰囲気をもつ空間でつながっていく舞台です。

そこでは、地元三条の商業、工業、農業はもちろん、趣味や特技、出会いや発見、笑顔や会話が混ざり合い、来場者も出店者も運営スタッフも楽しむ参加者です。三条のモノ、コトが集まることで中心市街地の持つ価値を再発見し、地域の魅力を市内外に伝えていきます。

☆主催、共催

主催：三条マルシェ実行委員会

共催：三条市・三条商工会議所

【出店募集について】

☆出店対象

『三条マルシェ』の目的に賛同していただいた法人、個人、グループの方々や空き店舗等への出店を考えている方を対象といたします。また、**三条マルシェの雰囲気をみんなで創り上げることに協力いただける方**が対象です。

☆出店数

開催場所に応じて出店募集数を定めます。締切日前であっても、出店募集を終了する場合もあります。

原則、市外の事業者による出店数は、出店募集定数に対して2割程度とします。

☆販売品目

- ①飲食（テント）②飲食（キッチンカー）③スイーツ、食品販売 ④地場の農産物 ⑤手作り雑貨や日用品等の食品を含まない物販 ⑥リラクゼーション、PR、その他
- ⑦ハーフ出店（テントの半分が販売場所。食品を除く物販に限る。）
- ⑨キッズ出店（テント半分が販売場所。食品を除く子どもの手作り雑貨・伝統工芸含むクラフト品に限る。） ※①・②の飲食については、販売品目を3品以内とします。

☆出店申込み方法

- ・ 出店申込書に必要事項を記入の上、指定の締切日厳守で実行委員会事務局にお申し込みください。締切り後の申込みは、受付できません。
- ・ 出店申込書、同意書、従事者名簿、平面図の5枚全て提出してください。
- ・ 飲食物販売者は販売計画（6枚目）も必要となります。

【料金について】

☆出店料 ※以下の出店料にテント借用料金は含まれません。

1小間はテント1基分の大きさと同等の2.5m×2.5mとなります。

	カテゴリー	出店料
飲食・食品販売 (臨時食品営業 申請手数料など 含む)	① 調理を伴う飲食 (テント)	5,000 円
	② 調理を伴う飲食 (キッチンカー)	8,000 円 (2小間以内)
	1小間追加の際に右記追加料	追加料 5,000 円
	③ スイーツ、食品販売 (製造・販売業者)	4,000 円
飲食・食品以外の 販売、サービス等	④ 地場の農産物 (生産者)	当日売上げの 10%
	⑤ 雑貨、日用品等 (食品以外の物販) ⑥ リラクゼーション、PR、その他	3,000 円
2分の1出店 ※1つのテントを他の出 店者と半分にして使う出 店。このカテゴリーの出 店は、右記料金にテント 借用料が含まれていま す。	⑦ ハーフ出店 (食品を除く物販のみ)	2,000 円
	⑧ キッズ出店 (ハンドメイド品のみ)	小学生 100 円 中学生 500 円 高校生 1,000 円

☆備品レンタル料

テント (2.5m×2.5m)	1,000 円 (深緑のタープのテント)
長机 (1,800×450×700mm)	2,000 円
販売台 (900×900×700mm)	500 円 (※必ずテーブルクロスをご用意ください。)
パイプいす	500 円
ブラックボード&ペン	無料 (※ペンは貸し出します。)
発電機 (2.0KW)	3,000 円
発電機 (インバータ付き 2.8KW)	4,500 円

キッズ出店者には販売台1台を無償貸出しします。

☆キャンセル料

募集締切り後7日以内	無料
開催前25日以内	1,000 円 (チラシ掲載料) + 出店料相当額
開催前7日以内	1,000 円 + 出店料相当額 + レンタル備品費 + 保険料

- ・ 出店者都合によるキャンセルは、キャンセル料が発生します。止むを得ずキャンセルされる際にもお早目に事務局にご相談ください。
(悪天候などによる中止は除く)
- ・ 備品のみのキャンセルも備品代は徴収させていただきます。

【出店数・小間数について】

- ・テント（1小間）のサイズは、2.5m×2.5mです。（濃緑のタープに限る）
- ・原則として1店舗1小間のみとなります。イスや備品等のテント外設置は禁止です。（リラクゼーション出店の場合などのご相談ください。）
- ・2分の1出店者は販売口の幅1.25m×奥行き2.5mが販売場所となります。
- ・開催場所に応じて出店募集数を定めます。
- ・出店配置については商品内容や全体の並び方などから、主催者で決定いたしますのでご了承ください。

【店舗レイアウトについて】

- ・テント周りには、看板やのぼりを立てないでください。テント外に置けるのはブラックボード1枚だけです。※設置例は表紙をご参照ください。
- ・出店名と出店品目を記載した看板を当日の朝配布します。テント前面に掛けてください。
- ・テント屋根（タープ）のメーカーロゴを、必ず通路側に向けて設置してください。
- ・2分の1出店者は販売面に90cm×90cm以内の販売台を設置し、原則、販売物品は台の上で販売し、テント内の奥に客を招き入れるレイアウトにしないでください。
※テント内であれば、台に乗りきらないストックを後方や机下に置いて良い。

【開催当日の注意点】

- ・自店舗から離れてのチラシ配布等のPRはしないでください。
- ・店名、氏名を記入した名札を付けてください。
- ・机には必ずテーブルクロスを使用してください。レンタルの場合は、綺麗に拭いてから返却してください。
- ・加熱調理の熱等でテーブルが変形しないよう配慮してください。
- ・風等でテントが飛ばないように隣のテントと隙間を空けず、結束してください。
- ・火気使用の場合は必ず消火器を用意してください。
- ・スプレー式や使いかけの消火器は使用しないでください。
- ・出店説明会で説明を受けた人が担当となり、責任を持って最後の片付けまで出店場所にいるようにしてください。
（やむを得ず担当者が先に帰る場合は、残る人に必ずルールを伝えてください。）
- ・従事者は事前に担当者から説明を受け、会場スタッフの指示に従ってください。
- ・健康管理をしっかりし、万全な体調で出店してください。

※ルールを守れない方は次回以降、出店をお断りすることがございます。

【出店までの流れ】

1 出店申込み

- ・必要書類（下記①～⑤）を期日までに提出してください。
期日を過ぎた場合は出店受付をいたしません。

①出店申込書

②反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項
（署名）

③従事者名簿

④テント内の平面図

⑤販売計画（飲食物販売者 P3 出店カテゴリ①～③が対象）

※①～⑤全てを提出いただけない場合は受付いたしません。

なお、キッチンカー出店の方は、上記のほかキッチンカーの
営業許可証及び車検証の提出もお願いします。

2 出店者決定

- ・出店者説明会の資料をお送りいたします。
- ・出店者は、募集数、販売品目、三条マルシェの趣旨との適合性などにより実行委員会で決定いたします。

3 飲食、食品販売 の方のみ

- ・臨時食品営業許可申請は事務局が行います。
- ・上記許可申請のための書類は、三条マルシェ出店申込書に統合されています。記入漏れないようご確認ください。
- ・R3年6月1日新潟県の要綱改定により検便結果の提出は不要となりました。

※9ページ【保健所からの指導項目】について厳守してください。

4 出店者説明会

出店者説明会では、次のことを行います。必ず担当者(当日の責任者)が出席してください。

- ・会場案内や販売上の注意点などの確認事項の説明
- ・出店料などの支払い
- ・許可証及び駐車証の発行

※農産物出店のみ、開催当日に支払いを行う

5 マルシェ前日

- ・備品倉庫から運搬トラックに荷物の積込みを行います。三条マルシェの備品をレンタルされる方は、ご参加いただいております。

※上記備品にテントやブラックボードも含まれます。

※正確な集合時間は説明会でお知らせします。

※前日の積込み、若しくは当日の荷降ろし（後ほど記載）のどちらかに必ず参加してください。

※どちらも参加できない場合、協力金として1,000円をいただきます。

※作業時には軍手をご持参ください。

6 マルシェ当日

- ・ 8時00分：備品集配所に集合
- ・ 8時30分：テント設営開始
- ・ 9時00分：歩行者天国開始
- ・ 10時00分：三条マルシェ開始
- ・ 15時00分：販売終了、後片付け
- ・ 15時30分：備品集配所に集合
- ・ 16時00分：アンケート及び売上表の提出
- ・ 16時10分：運搬トラックから備品倉庫へ備品の荷降ろし
- ・ 17時00分：歩行者天国終了、一般車両進入開始

※原則この時間帯で開催されますが夜間開催等、例外もあります。

※集合時間や出店位置については、出店者説明会でお知らせします。

【2分の1出店について】※ハーフ出店およびキッズ出店

☆共通する内容

- ・テント内を2分割して、隣の出店者と共有する出店です。販売スペースは販売面が1.25m×奥行きは2.5mです。
- ・テントは三条マルシェの備品を使えます。
- ・販売台(90cm角以内)の位置はテント内の前面に設置してください。
- ・販売台に商品を置いて、販売してください。ブルーシートを設置して、その上に商品を置くスタイルの販売はできません。

☆ハーフ出店

- ・テント以外の出店の際に必要な物をご自身でご持参いただくか、出店申込みの際に借用品にチェックを入れて使用料をお支払いください。申込書に記載の無い備品は借用できません。
 - ・販売台をご持参したい場合、天板の大きさは90cm角以内です。
- ※1面でも90cmを超える場合は利用できません。

☆キッズ出店

- ・保護者の同意書は全キッズ出店者が必要となります。必ずご記入ください。
 - ・出店者が小学生および中学生の場合は、保護者が責任者となってください。
 - ・高校生出店者はご自身が責任者となることができます。
 - ・責任者となった保護者は出店者説明会に出席してください。また、開催当日は必ず出店者をご同行の上、販売のフォローをしてください。
 - ・キッズ出店者には、販売台(900×900×700mm)を無償で貸し出します。
 - ・販売台を持参したい場合、天板の大きさは90センチ角以内です。
- ※机をご持参の際は事前に販売台が不要と事務局にお伝えください。
- 1面でも90cmを超える場合は利用できません。
- ・テント内で使用するイスとテーブルクロス、配布物は、各自ご持参ください。
 - ・出店のお申込の際に、商品の写真およびPRメッセージをいただきます。
詳細はキッズ出店申込書をよくご確認の上、お申込みください。
 - ・キッズ出店者の出店料には出店キッズを対象にしたレクリエーション保険料が含まれています。保険をかける際に必要となる情報のため、従事者名簿には落ちの無いよう、ご記入ください。また、出店の際に怪我等が発生した時には、速やかに事務局にご相談ください。

【その他】

☆ごみ・清掃について

- ・使い捨ての食器・容器等のごみが発生する場合は、各出店者が食器・容器を回収し、持ち帰ってください。
※持ち帰りができない方は、申込時にごみの回収を依頼してください。「ごみチケット」(500円)を出店者説明会の際にお渡しします。当日は、指定の場所に「ごみチケット」とともにお持ち込みください。(1回限り有効)
ブルーシート等の大判の物や、長尺の物は適宜カットしてからゴミにお出してください。
※三条市の燃えるごみ・燃えないごみの出し方を参考にしてください。

(長尺の物は40cm未満、大判の物は40cm²未満にカット等)

- ・清掃用具を持参し、テント内及び周辺部のごみや廃棄物は責任を持ってお持ち帰りください。

☆事故等の対応について

- ・主催者は、出店物及び出店者が行うイベント等に関し、会場内や駐車場等で発生した事故に対しては、一切の責任を負いません。

☆記録写真の使用について

- ・開催当日、参加各店の写真を撮影します。撮影した写真は、HPや市の広報誌などで使用する場合がありますので、ご了承ください。

☆開催中止について

- ・大雨・台風・強風などの悪天候により、事故の恐れがある場合には開催を中止します。その際は、出店料の全額を返金させていただきます。

〈開催中止までの流れ〉

①悪天候が前日から予測される場合

開催前日の午後5時に、主催者が開催の可否を決定。中止の場合のみ、出店者緊急連絡先に連絡します。

②当日まで悪天候の判断がつかない場合

当日の午前6時に、主催者が開催の可否を決定。中止の場合のみ、出店者緊急連絡先に連絡します。

【お問い合わせ・お申し込み先】

三条マルシェ実行委員会事務局（丸井今井邸内）

〒955-0071 三条市本町3丁目7-8

TEL/FAX 0256-32-3263

MAIL sanjo.marche@gmail.com

担当 田中

【保健所からの指導項目】（飲食・食品販売の方へ）

〈臨時食品営業許可について〉

- ・臨時的に施設を設けて食品の調理、製造、販売等を営む(三条マルシェに出店する)場合は、臨時営業許可が必要です。
施設基準があり、提供できる食品に制限があります。(加熱調理食品及び規制食品の提供に限られます。)具体的には、別紙2にある「臨時飲食店営業で取扱うことができる食品」をご覧ください。

〈保健所申請書類の提出について〉

- ・上記営業許可を受け、マルシェ当日に出店するには、保健所申請書類の提出が必要です。出店申込書に必要書類の内容が含まれています。不足があれば、事務局から確認のための連絡が入ります。万一連絡がつかず許可申請日までに間に合わない場合は出店できません。申込書記載の連絡先は必ず連絡が取れるようにしてください。
- ・事前に保健所に申請した品目以外の販売はできません。

〈検便検査について〉

- ・R3年6月1日新潟県の要綱改定により臨時食品営業許可のための、検便結果の提出は不要となりました。

〈下処理、調理について〉

- ・調理開始日時は当日に限ります。前日からの下処理や調理は禁止です。
- ・食材の下処理は、食品営業許可を受けている店舗又は公民館など公共の調理設備が整っている施設で行ってください。自宅の台所等での下処理は認められません。
- ・飲食出店の場合、開催当日は地面上にブルーシートを敷き、調理してください。
- ・テント内での下処理(切る、へタを取る、こねる、包丁等の使用)は禁止です。
- ・食品は十分加熱してください。特に、魚介類や肉類は中まで加熱してください。
- ・食中毒患者を出さないよう、十分注意してください。万が一の場合にも対応する保険に入る等、各自で不測の事態に備えるようお願いします。

〈衛生管理について〉

- ・食品の調理、製造、販売に当たっては、衛生的に取り扱ってください。
- ・原材料、製品の運搬及び保管をする際は、適正な温度に保ってください。
- ・食品の調理、製造、販売に従事する方は清潔な衣料を着用し、爪を短く切り、作業前及び用便後等は手指を必ず洗浄・消毒してください。
- ・食品衛生責任者の資格を有するスタッフを可能な限り現場に常駐させてください。
- ・氷や汚水を会場及び周辺に捨てることは禁止です。必ずお持ち帰りください。
- ・出店前(2週間程度)や当日に下痢、嘔吐等の胃腸炎症状がある場合は、調理作業に従事しないでください。

〈飲食物の持ち帰りについて〉

- ・飲食の持ち帰りは保健所の許可が出ていません。持ち帰りを促す飲食商品の販売や、持ち帰り可能であると示唆する行為は**禁止**します。
(禁止例：お持ち帰りできます！と書かれたポップの設置等)

〈その他〉

- ・ テントの内外に、イスやテーブルを出して飲食スペースを作らないでください。
(テント内は、飲食販売者以外の立入りを禁止します。)
- ・ 酒類の免許を持たない人が、当日お酒の販売をすることは酒税法違反となります。
また、免許を有していても届出の無い場合はお酒を販売することが出来ません。
※詳細は国税庁のホームページでご確認ください。
ただし、当日会場での飲用のためお酒をコップ等に注ぎ提供することに関しては
免許の必要はありません。
- ・ 1品目 50g をサンプルとして、販売当日から 2 週間冷凍保存してください。マルシェ終了後から 2 週間経過するまでに保健所から指示がなければ、廃棄してください。

※保健所の指導に従わず、不衛生な環境で食品を提供している出店者に対しては、係員が指摘します。その後、改善がなされない場合は、開催中であっても退店していただく場合があります。また、次回からの出店をお断りさせていただきます。

別紙 1

三条マルシェ露店等出店許可に関する規約

(目的)

第 1 条 この規約は、三条マルシェが暴力団等反社会的勢力を利用することを防止し、露店の事業者の自由公正な経済活動と秩序ある営業行為を助長し、かつ、経済的地位を向上し、もって、善良な社会環境の維持と三条マルシェに必要な管理、健全な運営を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律 77 号以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 「暴力団員」とは、法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 「密接な関係」とは、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、その会合や宴席に出席、あるいは、資金を提供すること等を繰り返すような関係をいう。
- (4) 「同一生計にある者」とは、同一の住居に居住し、生計を共にしている者であり、夫婦・内縁・親子等の関係を問わない。

(届出)

第 3 条 露店を出店しようとする者は、あらかじめその露店を営業する者の住所、氏名、生年月日、露店において取り扱う物品若しくはサービス、その他、第 1 条の目的を達成するために必要な事項として、実行委員会があらかじめ定める事項を内容とする出店申請書及び表明確約書を作成し届出なければならない。

本条第 1 項の届出は、次の各号いずれに該当したときは、届出をすることができない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下「密接関係者」という。)
- (3) 暴力団又は暴力団員又は密接関係者が経営等を支配し、若しくは、関与していることが明らかな者
- (4) 暴力団、暴力団員又は密接関係者と同一生計にある者
- (5) 暴力団、暴力団員又は密接関係者が関与している団体等に参加していることが明らかな者

(許可)

第 4 条 露店を出店しようとする者は、実行委員会から出店許可証の発付を得て、実行委員会が指定する場所に露店を設けるものとしなければならない。

露店を出店するときは、実行委員会が発行した出店許可証を携行し、実行委員会の求めにより提示しなければならない。

第1項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当していたときは、何らかの催告も要することなく、その許可を取り消すことができる。

- (1)不正行為によって届出し許可を受けたとき
- (2)第3条第2項の各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (3)集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるとき
- (4)暴力団、暴力団員又は密接関係者を利用したとき
- (5)暴力団、暴力団員又は密接関係者に財産上の利益若しくは便宜を供与したとき
- (6)正当な理由なく、本規約に違反したとき

(露店等の使用人に関する届出)

第5条 露店を出店しようとする者が、やむを得ず事前に申請した以外の者を営業に使用するとき
は、当該使用人の住所、氏名、生年月日等を実行委員会に届け出なければならない。

(関係機関との協力)

第6条 実行委員会は、本規約による露店出店の届出等をしようとする者やその関係者等が本規約
第3条第2項の各号に該当するか否かについて、警察等の関係機関に協力を求めることができる。

臨時飲食店営業について

臨時的に施設を設けて食品を調理し販売するには「臨時飲食店営業」の許可が必要です。

臨時的な鮮魚介類（未包装のもの）の販売は、臨時飲食店営業の範囲に含まれますが、刺身等の生食用鮮魚介類の調理はできません。

臨時食品営業で取扱うことができる食品（原則として加熱調理食品及び既製食品の提供に限る）

大分類	分類名	食品名
食事類	煮物類	おでん、豚汁、モツ煮、けんちん汁、コンニャク煮 等
	焼物類	焼きとり、焼きイカ、焼き貝、焼き魚、お好み焼き、タコ焼き 等
	揚物類	フライドポテト、フライドチキン、てんぷら 等
	めん類	うどん、そば、ラーメン、焼きそば 等
	飯類	カレーライス、チャーハン、丼物、おこわ、おにぎり(注1)、のり巻(注1) 等
	その他の調理品	お汁粉、もち(注1)、トコロテン、酒類、ホットドッグ(注1)、ハンバーガー(注1)
	既製食品	刺身(注2)、生ずし(注2)
飲料類		コーヒー、紅茶、清涼飲料水、かき氷、甘酒、アイスクリーム類(注3) 等
菓子類	焼菓子類	今川焼き(大判焼き)、タイ焼き、クレープ、ポップ焼き、クッキー 等
	揚菓子類	ドーナッツ 等
	もち菓子類	あんこもち(注1)、きなこもち(注1)、あべかわもち(注1) 等
	飴菓子類	べっこう飴、果実飴、カルメ焼き 等
	その他の菓子	果実チョコ(バナナ等果実にチョコレートをからめたもの) 等
鮮魚介類		容器包装に入れられていない鮮魚介類であって、臨時施設内で細切等の処理をしないもの

注1 営業施設内で喫食される場合にのみ認める（持ち帰りしない）。

注2 1月から4月及び11月から12月までの期間に、生食用鮮魚介類を取り扱うことのできる飲食店営業等の許可施設で調理されたものを、提供までの間冷蔵庫に保管することができる場合にのみ、施設内での盛り付けを認める。

注3 既製品の盛り付けに限る。

包装品の販売のみを行う場合

適切な食品表示（ラベル）を貼付して販売してください。必要な表示がわからない場合は、保健所へ相談してください。

その場で調理を行わない、包装された食品の販売のみを行う場合は、臨時飲食店営業の対象外ですが、食品の製造場所で営業許可や営業届出が必要な場合があります。

【製造に許可が必要な食品の例】

弁当、そうざい、菓子、乳製品、清涼飲料水、味噌、醤油、漬物、レトルト食品、缶詰、瓶詰等（飲食店営業の許可がある施設が、当日に自店で作った料理をマルシェ会場に自ら持ち込み、販売することはできます。営業者の異なる店舗から仕入れて販売する場合は、製造許可がある施設から仕入れてください。）

【製造・加工に届出が必要な食品の例】

コーヒー豆、農産保存食料品、調味料、精穀・製粉、海藻、卵選別包装、健康食品等

営業届出について

その場で調理を行わない場合であっても、食品の販売をする場合には保健所への「食品営業届」の提出が必要です。（包装され、常温で長期間保存できる食品を除く。）

各自保健所に営業届の提出を行ってください。

【販売の届出が必要な食品の例】

魚介類（包装品のまま販売）、食肉（包装品のまま販売）、乳類、弁当、野菜果物、米穀類など